

うきは市新川田籠

伝統的建造物群保存地区保存計画

平成 24 年 4 月

うきは市教育委員会

うきは市新川田籠伝統的建造物群保存地区保存計画

目 次

1. 保存計画の基本事項	
①保存計画の基調	1
②保存地区の名称・面積・区域	1
2. 保存地区の保存に関する基本計画	
①保存地区の沿革	2
②保存地区の特色	7
③伝統的建造物等の特性	9
④保存の方向とその内容	14
3. 保存地区における伝統的建造物及びこれと一体をなす環境を保存するために 特に必要と認められる物件等の決定	
①伝統的建造物	15
②環境物件	15
4. 保存地区における建築物等の保存整備計画	
①伝統的建造物の修理	16
②許可基準	16
③補助基準	16
④環境物件の復旧	16
5. 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する計画	
①管理施設等の整備	17
②防災施設等の整備	17
③環境整備等	17
6. 保存地区の保存のため特に必要と認められる助成措置等	
①経費の補助	18
②技術的援助	18
③建築物の新築、増築、改築、減築、移転等に係る設計相談	18
④保存団体への助成	18
⑤顕彰及び普及啓発	18

7. 各種一覧表及び図面

伝統的建造物（建築物）一覧	表-1	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
伝統的建造物（工作物）一覧	表-2	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
環境物件 一覧	表-3	・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
伝統的建造物の特性	表-4	・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
修景基準 [許可基準]	表-5	・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7
修景基準 [補助基準]	表-6	・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
うきは市全図	図-1-1	・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
伝統的建造物群保存地区の位置及び範囲	図-1-2	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
伝統的建造物（建築物）の位置及び範囲	図-2	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
伝統的建造物（工作物）の位置及び範囲	図-3	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
環境物件の位置及び範囲	図-4	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 3
伝統的建造物（家屋）写真		・・・・・・・・・・・・・・・・	6 9
伝統的建造物（工作物）写真（石垣以外）		・・・・・・・・・・・・・・・・	7 6
環境物件写真		・・・・・・・・・・・・・・・・	8 1

関連資料

うきは市伝統的建造物群保存地区保存条例	・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5
うきは市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則	・・・・・・・・・・・・・・・・	9 0
うきは市伝統的建造物群保存地区補助金交付規程	・・・・・・・・・・・・・・・・	9 7

うきは市新川田籠伝統的建造物群保存地区保存計画

うきは市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成17年条例第110号）第5条の規定に基づき、うきは市新川田籠伝統的建造物群保存地区（以下、「保存地区」という。）の保存に関する計画を次のように定める。

1. 保存計画の基本事項

① 保存計画の基調

この保存計画は、地元住民の創意と発意を尊重し、地元住民と行政との互いの協力により、新川田籠地区の自然と風土並びに生活文化が創りあげた歴史的風致を、市民共有の財産として保存し活用することにより、地元住民の生活環境の質の向上とうきは市の歴史文化環境の維持に資することを目的とする。

② 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称：うきは市新川田籠伝統的建造物群保存地区

地区の面積：約71.2ヘクタール

保存地区の区域：うきは市浮羽町新川

字田代、字東尾ノ末、字分田渡瀬、字分田、字分田森下、字三寺拂井手ノ下、字石堂、字田ノ平道下、字策向、字井手下、字金井原、字中道下、字中道上の各全部、及び

字栗谷東、字林下、字持従、字橋詰、字尾ノ末、字西尾末、字森ノ上、字三寺拂、字田平、字切寄、字桃迫、字三寺拂向、字鳩胸、字堂の上、字本村、字園山、字戸井口、字谷竿、字春園の各一部

田籠

字三反田、字川原田、字扇田、字本田、字天神森、字渡り上り、字下柳野、字日森園、字岩淵、字上河、字盲園、字上ノ川、字竹園、字小間坊の各全部、及び

字ガラン、字北向片、字平、字詰ノ本、字西ノ向、字宮ノ向、字猪ノ口、字新明、字市ヶ瀬、字田園、字中曾、字中村、字注連原、字砂原、字向注連原、字原園、字日南片、字岩下、字権在淵、字森ノ下、字菅迫、字東向、字美住、字今屋敷、字漆ヶ迫、字雨柳園、字椎ノ木、字堂の上、字東ノ上、字諏訪の下、字馬場、字中野、字釜淵の各一部

2. 保存地区の保存に関する基本計画

①保存地区の沿革

【新川地区及び田籠地区について】

福岡県南部の筑後地方に属するうきは市は、平成17年3月20日に浮羽郡吉井町及び同郡浮羽町が合併して発足した。面積約117.6平方キロメートルの市域は、北部を朝倉市、西部を久留米市、南部を八女市、東部を大分県日田市と接する。

市域北端部では一級河川・筑後川が蛇行しながら東から西へと流れ、その流域には沖積平野が発達して肥沃な穀倉地帯となっている。南部は耳納山地に属する山岳地帯で、標高400～800メートルほどの山々から水を集めながら、筑後川の支流である小塩川、隈上川、巨瀬川が発達する。うち、大分県日田市に水源を置く隈上川は、うきは市南東端から市域を二分するように北西に向かって貫流し、筑後川に合流する。保存地区を含む新川地区及び田籠地区は、隈上川上流域に位置し、上流側が田籠地区、下流側が新川地区となる。

新川地区は8集落、田籠地区は5集落で構成されており、いずれも河川に依拠して宅地及び農地を開く。うち、隈上川本流に沿っては、上流より注連原、中村、日森園、馬場の4集落が並び（いずれも田籠地区）、その下流域に分田、本村、栗木野の3集落が続く（いずれも新川地区）。

隈上川の支流沿いには4集落が置かれる。隈上川右岸（北東岸）側には、大屋谷川に沿った急峻な斜面地に美住が立地する（田籠地区）。隈上川左岸（南西岸）側では、北流して隈上川に注ぐ葛籠川と鹿狩川が流れ、葛籠川に沿って葛籠が、鹿狩川に沿って探野及び鹿狩が分布する（いずれも新川地区）。

水を集めやすい小規模な台地には、尾谷、内ヶ原の2集落が立地する（いずれも新川地区）。尾谷は、葛籠川と鹿狩川を隔てる山間部に、昭和28年より開拓された新しい集落である。内ヶ原は新川地区北端部に位置し、新川地区及び田籠地区の13集落の中で、唯一、巨瀬川水系に属する。

【新川地区及び田籠地区の歴史】

■古代■

新川地区及び田籠地区は、江戸時代の久留米藩領に属する筑後国生葉郡新川村及び田籠村を引き継ぐ。近代以降は町村制施行（1889）や合併により、姫治村（1889-1951）、浮羽町（1951-2005）、うきは市（2005-現在）と、属する自治体の規模を大きくしてきた。

筑後国は、筑紫国の分割により、筑前国と共に7世紀末までに成立した律令国である。『延喜式』（平安中期）や『和名類聚抄』（931-938）からは、筑後国が10郡54郷であったことがわかる。この10郡の制は、その後長く続き、明治28年（1895）までほぼ踏襲されてきた。

生葉郡は、筑後国10郡の一つで、景行天皇が九州巡行を終えて都へ帰る途中に行宮をたてて食事をした地と伝えられる。『日本書紀』（720完成）や『豊後風土記』（720-740頃）、『釈日本紀』（鎌倉末期）等を合わせ読めば、もとは的邑と呼ばれており、景行天皇が食事をするに際して御酒盞を忘れたことに因んで浮羽、宇枕波夜の郡などとされ、これを後の人が誤まって生葉郡としたとの地名の由縁がうかがえる。生葉郡の郡名は、霊亀2年（716）及び霊亀3年（717）の年号が入る平城京出土木簡にも残り、この年に贄（神仏に供えるささげ物）として塩煮の鮎が生葉郡から都へ運ばれたことがわかる。

『和名類聚抄』（931-938）は、生葉郡に大石、山北、姫治、物部、椿子、小家、高西の7郷があったことを示す。新川地区、田籠地区の区域は姫治郷に属していたと考えられている。

旧浮羽町の区域には、奈良・平安時代に、大石庄、山北庄、隈上庄の3つの荘園が開墾されていた。大石庄、山北庄は天平18年(746)に朝廷から観世音寺に寄進された封戸の一部が観世音寺の荘園になったものである。これに対し、隈上庄は、豊前宇佐八幡宮の神宮寺として建立された弥勒寺の荘園で、11～12世紀には存在していたと考えられている。これらは、市域北部の平野部から耳納山地北麓にかけての1帯を中心に開墾を進めたもので、山麓からの湧水や、筑後川に注ぐ支流の流水等、農業用水を得やすく、水田を造成しやすい所に集落ができ、神社や寺院が祀られ、寺封や荘園に発展したものと推察されている。

隈上川上流部の新川地区、田籠地区における集落の成立時期は不明であるが、新川地区の高御魂^{たかみたま}神社は、宇多天皇が寛平7年(895)に肥後国八代郡大田郷の妙見宮をこの地に勧請したものと伝えられる。また、新川地区の内ヶ原や本村では経塚が発見されている。加えて『筑後国史一筑後将士軍談 校訂』(矢野一貞、1972)は「ある記にいう」として、「長谷部信連新川村長岩ニ居、新川・田籠・小塩・妹川・小坂・流川・溝尻・朝田・隈上・山北・大石・原口・橘田等ノ数村ヲ領」と記し、平安時代末期から鎌倉時代初期にかけての武士である長谷部信連^{はせべのぶつら}が長岩城を築城した頃には、その周辺に村が成立していたことを示唆している。

これらのことから、新川地区及び田籠地区にも、古代末期には人の集住があった可能性がうかがえる。

■中世■

筑後川の中流域にあって、川を境に筑前国と接し、耳納山地で豊後国と隔たる生葉郡は、古くから筑後国の穀倉地帯であり、交通の要衝でもあった。耳納山地の山間部を通る隈上川沿いの谷筋も、筑後と豊後を結ぶ往還道であったとされる。途中、葛籠川との合流地点より上流部が険しい峡谷となるため、道は一旦葛籠川に沿って上がり、緩やかな峠道を越えて、馬場の集落付近で再び隈上川沿いに戻る経路をとった。

しかし、葛籠川沿いにも左岸には標高約400メートルの、右岸には標高約500メートルの山が急峻な斜面を向け、特に左岸では岩石が林立して天然の絶壁を成す。前述、長谷部氏が長岩城を築城したのは、この中腹である。正和2年(1313)には、生葉郡の郡主として下向した問註所氏^{もんぢゅうじよ}が、これを再構して居城とし、後に、右岸の山頂にも出城としての松尾城(田籠城)を築いた。

鎌倉時代から天正15年(1587)の秀吉九州平定までの間には、豊後国の守護を務める大友氏が筑後国守護を兼ねることも多く、筑後国は全般にわたって大友氏の勢力下に置かれていたとされるが、問註所氏は大友氏の幕下に入って忠誠を尽くした。

南北朝時代(1336-92)、生葉郡では、大友氏配下の問註所氏が北朝側の、星野氏が南朝側の代表勢力となって激しく争った。南北朝合一(1392)後も、国人領主間で山城の争奪が繰り返されたとされる。応仁の乱(1467-77)では大友氏・少弐氏と大内氏の軍勢が筑後平野で激しく戦った。大友氏と大内氏は、天文3年(1534)に將軍足利義晴の計らいで和解に至るが、大友氏はその後も反旗を翻す国人領主や、筑後に勢力を広げようとする龍造寺氏等との間に争いが絶えなかった。この時、問註所氏は、長岩城と松尾城に籠城して大友氏の拠点である豊後に攻め入らんとする敵方を防いでおり、天正期(1573-1592)中頃に大友宗麟が問註所統景^{もんぢゅうけい}に宛てた幾つかの書状(問註所文書)に「田籠村」の村名を見ることができる。

中世の生葉郡は戦乱の渦中であって、農民の暮らしは不安定な状況であったと推察されているが、新川地区及び田籠地区も度々戦場となって、その例外ではなかったものと考えられる。

■近世■

豊臣秀吉は九州を平定した後、諸大名の封域を定めて筑後を5大名に分割した。生葉郡を領したのは小早川隆景で、隆景隠居後は、秀吉の甥・羽柴秀俊が小早川家の家督を次いで、秀秋を名のった。慶長5年(1600)の関ヶ原の戦い後、東軍に寝返って勝利を導いた秀秋は、備前岡山藩に移封となり、田中吉政が筑後国全10郡32万5000石を領して柳河城に入城した。元和6年(1620)に田中家が改易となると、その領土は2分され、生葉郡を含む久留米藩21万1846石は有馬豊氏の所領となった。以後、明治2年(1869)まで、生葉郡は久留米藩に属した。

藩政時代、財政の基礎となる年貢の増徴は藩の重要課題であり、田中吉政の頃から村々に新田開発が盛んに指導奨励され、治水や利水の工事が行われた。平野部においては、筑後川本流からの導水が人々の切望するところであり、長野堰(1664)、大石堰(1674)、袋野用水(1673)及び袋野堰(1676頃)、恵利堰(1712)等が久留米藩直轄事業として、あるいは大庄屋が私財を投じて建設された。耳納山地の北麓から山間部にかけては、溜池を設けて天水を利用することや、筑後川に注ぐ中小河川に堰を設けて沿岸の耕地へ導水することが、早くから行われていたと考えられているが、江戸時代には、各村の庄屋等の働きによって、これらが整備組織化されてきた。

新川村、田籠村については、いずれも元禄国絵図(1701)にその村名を見ることができ、うち、新川村及び隣接する小塩村で、有力農民であった山崎家が代々開拓を進めた様子が、『嘉永四年 亥五月旧家書上帳 吉井大庄屋田代又左衛門組』に記されている。

それによれば、もともと武家であった山崎家は、豊後国日田郡に移って田畑を開き、農民となった。小塩村に移り住んだのは文禄元年(1592)、平右衛門の時、その3代先の長右衛門より5代に亘って、岩を切り通して水路を敷く、溜池を造る、新たな田畑を開拓するなどし、藩から褒美金を得たり、小脇差の携帯が許されたりしている。長右衛門の息子・松右衛門が長野水道の堤に桜を植樹していることや、文書中の年号から、年代は17世紀後期以降、主として18世紀から19世紀前半にかけてのことと考えられる。山崎家文書(関連の内容を1985年に福岡県立図書館が『二ノ瀬由来記』として出版)によれば、平左衛門が小塩村との境、新川村奥一条に造った溜池は、寛政11年(1799)の着手になり、「敷式拾四間 長三拾三間 高三合八歩 馬踏三間」の規模で、14間の木製の管と20間の石組の水道により水を引いていた。

元禄国絵図(1701)、天保郷帳(1834)で石高を比較すると、新川村は43石から149石1斗9升8合に、田籠村は76石から99石4斗6升に増えており、約130年の間に、両村で相当の耕地の拡大があったと推察される。また、明治4年の三藩県誕生時には、新川村300石5升、田籠村176石7斗1升8合であるので、幕末までにさらに開墾が進み、特に新川村での開拓が著しかった様子がうかがえる。

久留米藩の租税制度は、概ね正徳年間(1711~1716)に定着を見たと言われるが、近世の新川村、田籠村では、米や夏物成(麦、菜種)の他、山方小物成として起炭、鍛冶炭、椎茸、木海月、山芋、燈松、蕨縄、葛藤、青梅、生蕨、干蕨、烏頭、抹香、生山柗、志か、串柿、火縄を納めることとされ、また、山役が課されていた。

生葉郡における近世の農業事情を示す資料として、田籠諏訪神社や小塩小椎尾神社、三春天満宮に残る農耕絵馬があり、いずれも市指定文化財となっている。稲作の工程、農耕儀礼、農具、衣装、貢祖作業等の様子を見ることができ、家畜として馬や牛が飼われていたことがわかる。

江戸時代後期頃には久留米藩が植林政策を始め、山間部の農民も耕作が困難な土地に植林を施すようになった。近世には田畑の肥料、牛馬の飼料、燃料等としてまぐさが用いられていたが、植林によって里辺の農民がまぐさを得られる場所が狭くなり、慶応3年(1867)及び同4年(1868)には里

辺の農民が山村になだれ込んで、杉や竹を切り倒し、開墾地を踏み荒らすといった、いわゆる「まぐさ場騒動」が生じている。

近世からの有力な林業経営者の代表が、新川村分田の野上家で、明治中期までは竹や檜の栽培に努め、「へぎ」と呼ばれる竹を圧延した皿を製造するなどして財を成した。新川村の葛籠に棚田を開墾したのは野上家が最初と伝えられ、「寛政6年 五穀成就、願主野上」の石碑が残る。野上家が現在の地に屋敷を構えたのは安政3年(1856)である。19世紀初頭には、また、平川家が田籠村日森園に移り住んだとされ、当時に建築された主屋等が重要文化財となっている。

なお、近世の久留米藩では、洪水や早魃、風害が度々発生し、これらが凶作、飢饉を招いた。これに、過酷な年貢徴収が加わり、何度かの大きな百姓一揆が起きている。

■近代以降■

明治になると、久留米藩は明治4年(1871)7月に久留米県となり、統合によって同年11月に三潁県、明治9年(1876)8月には福岡県となって、現在の福岡県の県域が確定した。

新川村及び田籠村は、幾度かの行政区域編成を経て、明治22年(1889)の町村制施行で小塩村、妹川村と共に姫治村(1889-1951)となった。姫治村は、昭和26年(1951)の合併で浮羽町、平成17年(2005)の合併でうきは市となり、旧新川村は新川地区として、旧田籠村は田籠地区として現在に至る。

新川地区、田籠地区では、近代以降も水田の拡大や、灌漑施設の整備が行われた。田籠地区の隈上川右岸(北東岸)、大屋谷川沿いに位置する美住では、明治20年頃の地籍図に見られる畑地の多くが、昭和初期には水田と宅地に転換していることがわかる。また、新川地区の内ヶ原では、明治41年8月より溜池(貯水池)の建設に取りかかり、明治44年10月に竣工したことを記す内ヶ原疎水碑(1927年建立)が残る。また、内ヶ原では、これと合わせて明治42年から大正2年にかけて耕地整理が行われている。新川地区の尾谷では、昭和30年代に山間部の高台に溜池が造られ、耕地の開拓が行われた。

当地では、米や麦、菜種等の栽培が近代以降も順調に伸びた一方で、粟、蕎麦等の生産は減少していった。檜の実の採取や葉藍の栽培も行われたが、いずれも昭和初期頃には姿を消していったとされる。養蚕は、明治期にはそれほど大きくは展開せず、大正期になって拡大した。

近代に入って大きく発展したのは林業であった。明治15年(1882)には矢野友吉による植林事業が開始され、「浮羽苗」の名で苗木生産が行われるようになった。大正期には隈上川に小塩発電所(1914)、栗木野発電所(1919)、橋詰発電所(1920)が建設され、地域一帯に電力が供給されるようになると、製材業も機械化によって発展を見せた。浮羽町の山林は、坑木の生産により北部九州の炭鉱を支えていたこともあり、また、朝鮮戦争の特需や戦後の住宅建設における需要もあって、木材販売業も製材業も昭和40年代までは順調な伸びを見せた。

こうした農林業の発展を支えたのが道路整備であり、新川地区及び田籠地区では、明治15年頃から旧往還道を中心に、道路の拡張や橋梁架設が進められて、牛馬に荷車をひかせて材木を運搬することが可能となった。大正期から昭和10年頃にかけては、現在の県道106号線の基礎となる姫治三線路郡道が順次整えられて、現在の道幅となり、谷筋を切り通して利便性を増し、昭和初期には材木のトラック運送が行われるようになった。

『浮羽町史』(1988)によれば、町内の農山村では、昭和30年代まで牛馬を中心として家族総出で農作業が行われ、昭和35年頃までは浮羽町における第一次産業は稲作が中心であった。しかし、昭和40年頃より米が過剰となり、国全体で米の生産量の調整が始まる中で、また、農業の機械化

や生産の省力化が図られる中で、農業人口は減少し、稲作も果樹栽培や畑作へと変わっていった。林業も、昭和 50 年代より時代の流れの中で、経営困難な状況に転じていった。

明治 11 年には新川地区 1004 人、191 世帯、田籠地区 581 人、107 世帯であった人口と世帯数は、明治 22 年の姫治村誕生時には新川地区 1222 人、214 世帯、田籠地区では 629 人、117 世帯となっている。これ以後、姫治村の人口で見ると、明治 22 年の人口 4530 人、798 世帯から年々増加し、昭和 25 年の 6049 人、980 世帯をピークに減少に転じ、昭和 26 年に浮羽町となった後も同様である。

■保存の経緯■

新川地区及び田籠地区には、湧水や豊かな水系によって発達した棚田が集落と渾然一体となって残る。昭和 46 年 6 月に福岡県下初の国の重要文化財（建造物）に指定された「平川家住宅」をはじめとし、伝統的な茅葺民家がどの集落にも良く残り、棚田や山林に取り囲まれて、昔ながらの山村集落の景観を見せている。

この自然豊かで歴史のある環境が全国的な注目を集めるのは平成 7 年の「第 1 回棚田 in うきは彼岸花めぐり」からである。平成 9 年には、田籠地区の公民館「日森園山荘」で、地域の宝さがしイベントが行われるなど、地域の魅力探しをテーマとした活動も行われるようになった。その後、平成 10 年には交流人口の一層の拡大を図ると同時に、棚田を守る大切さを体験を通じて都市住民に実感してもらいながら保全を図る取り組みとして、「棚田オーナー制度」がスタートした。平成 11 年には新川地区の葛籠の棚田が農林水産省の「日本棚田百選」に選定され、翌年には耳納山系を挟んで隣接する八女市星野村（近世以前は生葉郡に属する）と「全国棚田サミット」を共同開催するなど、棚田を中心とした官民協働の地域振興が続くなか、平成 17 年に浮羽町と吉井町が合併して「うきは市」が誕生した。

うきは市となってからは、旧吉井町のうきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区（平成 8 年に重要伝統的建造物群保存地区に選定）とともに、新川地区及び田籠地区がますます知られるようになった。このような気運の盛り上がりがある一方で、茅葺民家の空家化や取り壊しも進み、平成 18 年には具体的な保全の課題と対策を検討するべく、うきは市が地区住民と協力して、「新川・田籠地区民家保存シンポジウム」を開催した。その成果は、「づづら棚田を守る会」の発足や、平成 19 年の「農家民宿 馬場」のオープンといった地域活動へとつながっていった。

うきは市は、平成 20～21 年度にかけて「伝統的建造物群保存対策調査」を九州大学大学院人間環境学研究院の協力を得て実施し、茅葺民家を中心とした伝統的な建造物と環境が織りなす歴史的風致を学術的に整理した。また、並行して、棚田景観の保全や育成を検討すべく平成 20～21 年度に「文化的景観調査」を実施した。いずれの調査も文化庁の国庫補助を得て実施された。

平成 20 年からは森林セラピーが開始され、堅調に参加者数を伸ばすなか、平成 22 年には「子ども農山漁村交流プロジェクト」による農家民泊も行われた。平成 23 年には伝統的な建造物を活用した「づづら山荘」を改修し、集落が主体的に管理運営する宿泊体験施設としてオープンした。

このように、平成 7 年以降、新川地区、田籠地区の歴史的風致を残そうとする取り組みが進められ、地区内外の意識や関心の高まりが、具体的な活動となって現れてきている。

■保存地区の範囲■

江戸時代から昭和前期にかけて耕地を拡大してきた新川地区及び田籠地区には、主として 3 つの水利システムを見ることができる。一つは、谷川から直接水田に水を引くもの、一つは、溜池を設

けて主水源とするもの、一つは、井手で導水した川の水を水田に引くもので、これらを複合的に用いている場合もある。

うち、隈上川に沿っては、長い井手を発展させることによって、狭隘な谷に合理的に棚田を配する独特な集落景観が形成されてきた。隈上川最上流部の田籠地区注連原より中村、日森園、馬場と続き、新川地区の分田、本村を含む流域の6集落がこれに該当し、かつ、この区域には江戸時代以降の茅葺の伝統的な民家が良好に遺存している。このことから、これら6つの集落に、景観的な一体性を有する美住を加え、新川地区及び田籠地区にまたがる連続した空間であることから、うきは市新川田籠伝統的建造物群保存地区として保存及び活用を図る。

②保存地区の特色

■集落群の景観■

保存地区は、田籠地区注連原の注連原水路を上流部の区切りとし、新川地区本村の高御魂神社付近を下流部の区切りとする隈上川沿い約5.8キロメートルの区域で、両岸山腹に敷かれる井手に挟まれる範囲を中心とする。

保存地区の井手は、隈上川に堰を築いて取水し、等高線に沿って長く敷かれ、途中、数箇所の落とし口から斜面に沿った水路を配する。この斜面を降る水路から竹樋等で水田に配水するため、井手より下方に等高線に沿った細長い形状の水田が棚田を成し、この棚田が隈上川と平行に帯状に連続する。宅地は棚田と隈上川に挟まれる土地に築かれる。

新川地区では、谷川を堰きとめたり、水管で谷を越えたりしながら長いものでは2キロメートルにも及ぶ井手を何本も敷き、この基本的な空間構成が明確に現れる。

田籠地区は、複雑な地形にあって川も細かく蛇行し、井手の延長は新川地区と比較して短い。隈上川に流れ込む小さな谷川の本数も多く、谷川が隈上川に合流する付近の平地には、比較的広い面積の水田がまとまって現れ、変化に富んだ景観が展開する。

新川地区、田籠地区には、もとは隈上川に沿って往還道が敷かれており、これを軸に山中を通るループ状の里道が複数敷かれ、各集落を結んでいた。往還道は、現在では県道106号線として整備されているが、一部が古道として残り、かつての面影を伝えている。

宅地や水田は、地形に合わせて石積みで造成されるため、形状は不規則で、道路等から斜面を見上げると、等高線に沿った長い石垣が幾重にも重なる。

新川地区には高御魂神社が、田籠地区には諏訪神社がある。両地区とも寺院は無く、集落ごとにお堂を建てて、それぞれに弘法大師、不動明王、地藏菩薩等を祀る。

■宅地内の建物配置■

前述のように、宅地は地形に合わせて石垣で造成される。宅地境には大がかりな囲障を設けないのが通例で、囲う場合には低い生垣か前庭を整える程度である。野上家住宅のように宅地規模が大きいものには門及び塀が見られる。

主屋は宅地の広い場所に南向きに置かれ、主屋前面に農作業のためのツボ（前庭）が設けられる。主屋南方が山の斜面に面して日当たりが悪い場合には、東向きに主屋とツボが配されることが多い。このため、南方向に傾斜する地区では、等高線に沿って主屋の棟を配し、一様に向きが揃っているのに対し、他方向に傾斜する地区では、地形の条件に応じて南向きの主屋と東向きの主屋が混在する。

宅地内には、主屋の他、納屋、土蔵、小屋等の複数の付属屋が建つ。納屋は、当地では「コヤ」

と呼ばれ、畜舎と農具等の物置の機能を合わせ持ち、便所や風呂が設けられる場合もある。小屋は焚物小屋、風呂小屋等、生活上必要な機能を別棟として建てるもので、二階に居室を設ける場合もある。納屋は、主屋の土間寄り、ツボに面して建てるのが通例で、土蔵や小屋は、余った土地に適宜建てる。

宅地内には、山に近い箇所に「イケ」や「イケス」と呼ばれる石積みの池を設けることが多く、山から引かれた水を溜め、簡易水道が敷かれる以前は生活用水に用いていた。

以上のような建物等の配置が宅地の規模や形状に応じて展開されるため、敷地景観は一様ではない。

■集落ごとの景観の特徴■

前述の集落群の景観及び宅地内の建物配置の特性に加え、集落ごとに以下の景観の特徴が見られる。

《田籠地区注連原》：隈上川沿いの集落では最も上流に位置する。隈上川兩岸の平坦な土地に、比較的広がりを持った宅地が集まり、江戸期から明治初頭にかけての直屋の茅葺主屋（鉄板覆い）が群を成す。主屋は隈上川の流れと平行に棟を置き、ツボを南西に持つものが大半であるが、南西方向が山の斜面に近いものはツボを南東に配するため、川と垂直に棟を置く。

《田籠地区中村》：隈上川左岸、川の蛇行に合わせて入り込む比較的平坦な土地に宅地が集まるが、昭和初期頃に、より日照条件の良い土地をもとめて対岸に主屋1棟が移築された。

《田籠地区美住》：隈上川右岸の急峻な斜面地に、石積みで造成した宅地が集まる。北に向かって昇る急勾配の坂道から等高線に沿って何本かの枝道が西に延び、宅地の多くはこの枝道に面して開かれている。南向き斜面地であるため、ツボを南に置き、棟を東西方向に配する家屋が多い。

《田籠地区日森園》：隈上川に沿って、上流より日森園、市ヶ瀬、小間坊の3つの居住区が形成される。農地に点在する主屋は、明治以降に分家したものである。当地には主屋の方向に関し、棟を隈上川と平行する「カワナガレ」が良いとする言い伝えが残り、この慣行に従ったものが多いが見られるが、宅地南方向が山の斜面に近いものなどは、ツボの日照を優先した主屋の配置を見せる。日森園には重要文化財（建造物）平川家住宅を中心に茅葺（鉄板覆いを含む）の主屋がまともに残る。市ヶ瀬には、大正11年(1922)に建築された洋風の旧平川病院が残る。明治22年(1889)及び大正10年(1921)の水害で甚大な被害を被った小間坊は、それ以降に建てられた伝統的な瓦葺の主屋で構成される。

《田籠地区馬場》：隈上川右岸の平坦な場所に展開し、川沿いに残る旧往還道及び県道を中心に宅地が配される。旧往還道に面しては諏訪神社が境内を開く。ツボを主屋の南に置き、川に沿って東西棟とするものが大半であるが、旧往還道と川に挟まれた奥行きのない宅地形状である、農業を生業としない鍛冶職人の家屋として建てられた等の特別な理由で変則的なものも見られる。下流部の集落域から外れた場所には昭和14年建築の製材工場が、洋風の事務所建築と共に残る。

《新川地区分田》：隈上川に沿って、上流より三寺拂、分田、金井原の3つの居住区が形成され、

江戸期に遡る茅葺主屋（鉄板覆い）が良く残る。分田及び金井原は、川沿いの狭隘な谷間に向かい合わせて立地し、右岸が金井原、左岸が分田である。山腹を流れる井手は新川地区及び田籠地区の中でも特に延長が長く、井手の下に棚田が展開し、それより下に宅地と道が置かれるという空間構成を明快に示す。分田、金井原では、旧往還道が良く残り、これに沿った宅地配置を基本とする。三寺拂では山腹に段上に宅地が築かれている。

《新川地区本村》：隈上川に沿って、上流より本村、妙見の2つの居住区が形成される。江戸期及び明治期の茅葺主屋（鉄板覆い）が良く残る。本村では旧往還道の位置を踏襲する県道及びそこから山に向かって分岐する道に沿って、比較的まばらに宅地が配される。一方、妙見は、旧往還道及び県道に沿って、宅地が密に集まり、その下流部には高御塊神社が置かれる。蛇行する川の向きに沿って主屋の棟を置く傾向が見られ、それに合わせてツボの位置も南東、南、南西と一様ではない。

③伝統的建造物等の特性

【歴史的風致を構成する主要要素】

保存地区の伝統的な建造物のうち、建築物の主要を成すものは、農家の主屋及び付属屋である。これらの中には、現在では公民館等の住居以外の用途で用いられているものも含まれる。また、神社建築、お堂、洋風建築、製材所施設等、当地の歴史的沿革や人々の生活、大工の技術等を伝える建築物が残る。

工作物では、棚田や宅地を成す石垣、石段、石碑・石祠・石仏や神社境内の鳥居・灯籠・狛犬等の石造物が、伝統的な建築物と一体的に歴史的風致を形成する。また、保存地区ではあまり見られないものの、大規模な敷地を囲う門や塀も歴史的風致の理解において重要である。

上記の伝統的な建造物と一体となって、隈上川上流沿いの山村集落としての歴史的風致の特徴をつくり上げているのが、井手（取水口である堰を含む。以下同じ。）、古道、生垣や庭園、樹木、イケ又はイケスと呼ばれる宅地内の池等である。

これらの伝統的な建造物等の特性については以下の通りである（「表4 伝統的建造物、環境物件の特性」を併せて参照）。

【伝統的建造物（建築物）の特性】

■主屋■

《屋根葺材》

保存地区には江戸時代から昭和前期までの茅葺主屋が良好に残る。葺材にはススキ、麦藁、稲藁等が用いられ、また、林業の発展に伴い、大正期頃からは軒先に杉皮を入れる、平葺に一部杉皮を混ぜる、平葺全面に茅葺の上から杉皮を葺く等の方法で、屋根の耐久性を増す工夫がなされた。戦後に林業が衰退し、茅葺や杉皮葺の職人が減少するなど茅葺屋根の維持が困難になり、現在では鉄板を被せているものが大半である。棟は、品軒を積み、杉皮で何重かに包んだ上から簀の子網竹で覆って半割竹で押さえ、千木竹をかけて飛棟竹を取り付けるものが、この地域でかつて見られた。

明治時代以降は瓦葺も普及した。普及の形態には二通り見られる。一つは、茅葺屋根の扱首組を解体し、梁組上に和小屋やトラスを組んで瓦を葺くもので、当地では「ツウガエ」と呼ばれている。もう一つは瓦葺での新築で、新川地区の内ヶ原には明治期の瓦葺主屋が2棟（明治28年及び明治40年）確認されており、保存地区では、大正11年に洋風で建築された旧平川病院や、大正12年建築の主屋

が早い事例として見られる。

《構造形式、外壁》

茅葺主屋は寄棟造、瓦葺主屋は入母屋造を基本とする。いずれも木造、真壁造とし、通常は平入りである。外壁は、荒壁や中塗でとめるものと、漆喰で仕上げるものの両方が見られ、腰壁に縦板やへしやいだ竹を張るものがある。木部は白木のままであるが、一部を弁柄で塗るものも見られる。

《間取りと階高》

間取りは、整形又は喰い違いの四間取りが多い。この場合、桁行5間～8間規模、梁間3.5～4.5間規模となり、ニワ（土間）に面して正面側にゴゼン（客間兼居間）、背面側にダイドコロ（茶の間）を置き、ゴゼンの奥にザシキ（座敷）を、ダイドコロの奥にナンド（寝室）を置くのが標準的である。ニワには、かつて、ダイドコロを降りた所にクド（かまど）が置かれていた。

茅葺主屋の中には、ダイドコロやナンド上部の小屋の空間を物置や中二階の居室として利用するものが見られる。近代以降はニワ上部にも部屋を設けるなど二階が発達し、瓦葺主屋は一部二階建又は総二階建が大半を占める。

《柱間装置》

正面柱間装置は、ニワに幅1間程度の大戸を設けて入口とし、ゴゼンには障子の外側に落縁を設けて客人に対応し、ザシキには窓を設けてサマンコ（格子窓）をつけるか（以下、「サマンコ窓」と言う。）、縁を設けてその外側に障子と雨戸を建て込むのが一般的であったとされる。現在は、ゴゼン下手の戸口から客人を迎え入れる風習は残る一方、上手半分は屋内化してサマンコ窓を設けるものなど多く見られる。また、ザシキに縁を設けるのが主流となり、縁は矩手に折れて、建物上手（ザシキ側）側面に設けられた便所へとつながる場合もある。

背面柱間装置は、ニワに裏口を設け、ダイドコロは障子と雨戸を建て込み、ナンドにはサマンコ窓を設けるのが周辺地域も含めた標準的な仕様とされるが、詳細は今後の痕跡調査に委ねられている。建物下手（ニワ側）側面は壁とするのが通例であるが、畜舎を付属屋とせず、庇を下ろして主屋に接続させる場合もあった。近代以降はダイドコロをニワ側に拡大して居室面積を増やす、便所や風呂、台所を設ける等の増改築がなされてきたようで、現在では、茅葺、瓦葺に関わらず、三方又は四方に瓦葺の下屋を張り出している主屋が多い。かつては杉皮葺とするものもあった。

《保存地区の特徴を成す四間取り以外の主屋》

保存地区の主屋には、前述の四間取り以外に、土間に面してゴゼンとナンドを並べる又は土間・ゴゼン・ザシキを一行に並べる二間取りのもの、ザシキを正面に張り出すもの、ナンドを背面に張り出すものなどが混じる。そのため、屋根は直屋を基本とするが、間取りに合わせて背面又は正面にL字又はT字に張り出すものが見られる。間取りが変則的なものには、江戸時代から明治時代前半にかけての古いものが多く含まれ、どちらかといえば、時代が降るにつれて四間取の形式が普及する傾向がうかがえる。重要文化財（建造物）平川家住宅主屋のように、前方に谷を持つように寄棟をコの字型に配するものも、当地では珍しい事例である。

■ 付属屋 ■

《納屋、小屋》

納屋は畜舎、農具置場、飼料置場等として複合的に使われ、便所や風呂が設けられる場合もあった。通常は桁行3～4間及び梁間2～2.5間程度の規模で、木造真壁造、二階建、切妻造、棧瓦葺、平入りである。正面には下屋庇が張り出す。かつては茅葺や杉皮葺のものもあったとされ、日森園には茅葺（鉄板覆い）の納屋が残る。外壁土壁に漆喰は施さず、必要に応じて板張り等を行う。

通常、一階の半分は壁を設けずに畜舎とし、半分は壁を回して正面に幅広の板戸を設けて物置とする。二階の階高は比較的低く、藁や簡単な農具が置かれていた。階段の設置は近年になってからで、それ以前は梯子が用いられていた。

時代が降ると、納屋の二階を居室として利用するものが増え、屋根を入母屋にする、二階の階高を高くする、意匠的な木製建具を多用する等、従来とは異なる外観も現れるようになった。

焚物小屋、風呂小屋等、生活上必要な機能を別棟として設ける場合には、用途に応じた規模をとりつつ、納屋に準じた形式で建てられている。

《土蔵》

土蔵は、桁行3～4間規模、梁間2～2.5間規模が通常で、二階建、切妻造、棧瓦葺である。外壁は漆喰で仕上げたものと荒壁又は中塗りでとめるものの両方が見られ、腰壁を板張りとするのが一般的である。また、軒裏を外壁と一体的に塗り込めるものと、置屋根として軒裏を露すものが交じる。平入り、妻入りの両方が見られ、いずれの場合も戸口に棧瓦葺の庇をかける。

■ 神社建築 ■

《高御魂神社》

本殿、幣殿、拝殿及び社務所が歴史的な建造物として残る。本殿は正長2年(1429)建築とされるが天正の戦禍後、貞享元年(1684)に再建され、拝殿も元禄4年(1691)の再建とされる。現在の本殿、幣殿、拝殿は、いずれも明治30年(1897)改築後の姿になる。

社務所の建築年は不明であるが、明治30年(1897)及び大正3年(1914)に改築され、現在に至る。

境内は、県道に分断されるものの、隈上川沿いの旧道より石段を上って参道とした地割も今に残る。

《諏訪神社》

本殿、幣殿、拝殿が歴史的な建造物として残る。諏訪神社は、元々、田籠地区馬場の北方に位置する諏訪山に建立され、経緯や時期は明らかではないが、現在の地に移転されたと伝えられる。移転後の社殿は寛文3年(1663)に焼失し、その翌年に再興された。現在の本殿は貞享4年(1687)改築、拝殿は享保元年(1716)改築の姿を基本とするが、昭和37年に屋根が銅板葺に改められた。

参道は隈上川の川上から入るものと、隈上川沿いから直交して入るものがあり、鳥居や旗立石及び石積など工作物も良く残されている。境内の池には井手の水が流れ込み、その水はさらに宅地尻を経て隈上川に流れ込む。

■ お堂 ■

お堂は居住域よりも高い位置に置かれる傾向がうかがえ、形式は様々である。住民からの聞き取りにより、戦前の建築と確認されるものは、以下の通りである。

《田籠地区注連原のお堂》

桁行 2.5 間、梁間 2 間規模、木造、寄棟造、茅葺（鉄板覆い）、妻入りで、正面中央 1 間に観音開きに扉を設け、内部には弘法様、不動明王、釈迦如来、地藏菩薩を祀る。外壁は板壁で、両側面に格子窓を設ける。享保 2 年(1717)に勧進されたと伝わる。

なお、注連原に伝わる古文書「佛堂据置願」によると、阿弥陀如来地藏菩薩を祀る佛堂建設を福岡県令へ明治 18 年 2 月 28 日願い出たとある。これにより、お堂の建築年代は明治 18 年頃と推測される。

《田籠地区中村のお堂》

桁行 2 間、梁間 2 間規模、木造、入母屋造、瓦葺、妻入りで、正面中央間を開放とする。外壁は板壁である。以前は杉皮葺であったが、昭和 31 年 5 月 12 日に屋根が改修された。内部には御大師様、地藏様、観音様を祀る。なお、お堂の前面には、天保 4 年(1833)の銘がある石塔が残る。

《新川地区分田（三寺拂）のお堂》

桁行 2 間、梁間 2 間規模、木造、切妻造、瓦葺、妻入りで、四周に鉄板葺の庇を廻らす。背面を除く三面を開放とする。聞き取りから明治期の建築と推測されるが、昭和 39 年に改修により、杉皮葺が瓦葺に改められ、庇が取り付けられた。

《新川地区本村のお堂》

桁行 1.5 間、梁間 3 間規模、木造、入母屋造、瓦葺、妻入りで、背面を除く三面を開放とし正面に向拝をつける。内部には 5 体の石仏を祀る。聞き取りによれば、明治初期には建っていたとされる。

■洋風建築、製材所施設等■

新川地区及び田籠地区では、20 世紀初頭より製材所が地区内に開設され、住宅の建材供給の中核を担うようになった。この頃から規模の大きな入母屋造瓦葺の家屋が建ち始め、また、腕の立つ大工が地元で活躍するようになり、大正 11 年(1922)に建てられた洋風の病院建築と、昭和前期に建てた製材所施設（工場、事務所）が残る。

病院建築は、表側を診療所、裏側を住居とする住宅併用の施設で、木造、二階建、入母屋造、瓦葺、妻入りとする。正面外観は、中央部に張り出す寄棟造の玄関を軸に、ガラス窓を左右対称に配列し、白色に塗装した外壁下見板張りとし、こげ茶に塗装した木部との対比を際立たせる。洋風を強調した診療所部分に対し、背部の住宅部分は当地の伝統的な外観を成す。

製材所施設は工場と事務所から成る。工場は昭和 14 年の建築で、木造、平屋建、切妻造、瓦葺、平入りとし、クイーンポストトラスを応用した小屋組が、大空間を実現している。事務所は戦後の建築で、川にせり出すように建てられ、手前が事務室、川に面した奥は地階を設けて休憩室と宿直室になる。外壁をドイツ壁とする洋風な外観からなり、内部の事務室も洋風でまとめる。

【伝統的建造物（工作物）の特性】

■石垣■

棚田や宅地を造成するための石積を、当地では「石垣」と呼ぶ。石垣は、自然石の野面積を基本とする。棚田と比較し、宅地を成す石垣は比較的整然と積まれている。

棚田の石垣は、時代や集落に応じて違いが見られる。明治 20 年以前の古い石垣は 20/100~25/100 を平均的な勾配とし、それ以降のものは 30/100~45/100 程度と若干緩くなる。また、高い石

垣は、上部と下部とで勾配が切り替わり、上部1/3程の部分がほぼ垂直に切り立つように積まれる。

積石は各集落でばらつきが見られる。例えば、新川地区本村では石の大きさは不均等で、棚田の築造にあたって出た石をそのまま使用しているようである。田籠地区日森園では丸い自然石を野面に積み、勾配の切り替わりがない直線的なものが見られる。新川地区分田では、巨石を急勾配で積むものが目立つ。

高い石垣では、「ゴボウ石」と呼ばれる突出した石が積まれ、新川地区分田及び本村で良く見られる。ゴボウ石は、石垣の手入れや清掃等のため、間隔をあけて横一列に、あるいは階段状に積まれるのが通例である。

■石造物■

保存地区には数々の石造物が残る。うち、山ノ神信仰の石祠は、入母屋屋根の形状をしたもので、集落の高台に位置している。また、道路沿いを中心に、多くの石仏が祀られている。その種類は、地藏菩薩、釈迦如来、薬師如来、弘法大師、阿弥陀如来、修行大師、不動明王、聖徳太子等、多様である。この他に、歴史を伝える石碑が各所に遺存する他、神社境内には参道の石段、鳥居、狛犬、灯籠、石塔、玉垣等の石造物が残る。

旧往還道や棚田畦道では自然石による石段が昔からの道の面影を伝える。

■門及び塀■

保存地区内では、敷地境界に門及び塀の囲障を設けないのが通常であるが、規模の大きな屋敷地は例外で、主屋や付属屋と共に、板塀や薬医門、腕木門等が一体的な景観を作り上げている。

【伝統的な建造物と一体となって歴史的風致を成す土地、自然物等の特徴】

■井手■

川幅いっぱい石畳による堰を築き、河岸には石垣を施し、岩盤を開削するなどして、山腹の等高線に沿って緩やかな勾配の水路を敷設する。堰には河床に石畳を残す箇所もある。現在、水路の一部はU字溝や暗渠となっているものの、灌漑システムが全体として良好に残る。

■水路、池■

保存地区では、湧水や谷川から敷地内に水を引き込み、生活用水として貯水しておく「イケ」、「イケス」と呼ばれる小規模な池があり、簡易水道が敷かれる以前の水利用のあり方を伝えている。

■樹木、庭園■

保存地区には、隈上川沿いにクスの大木があり、また、神社境内にはスギやカヤの高木が社叢を成すなど、周辺の山林に植林されたものとは別に、道路沿いや隈上川沿いの景観を特徴付ける樹木が存在する。

また、当地では、敷地にゆとりがある場合、座敷に面して庭園を築くものがあり、主屋や付属屋、板塀、門等と共に一体的な景観を作り上げている。

④保存の方向とその内容

保存地区において、伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建造物を「伝統的建造物」として、また、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる土地や自然物等を「環境物件」として保存・活用し、あわせて歴史的景観を損ねている伝統的建造物以外の建造物の修景を進め、空地や空家の適切な利用を図り、当該保存地区の歴史的風致の維持、回復、向上を図る。

その際には、生活環境の向上やまちづくりの促進に寄与するよう、また、耐震や防火等の安全性が充実・強化するよう十分配慮し、歴史的風致に配慮した水害対策や法面保護等を含む地区防災の充実を図る。

さらに、保存地区の文化財的価値に対する理解が高まるよう、普及啓発に努める。

以上の取り組みは、保存地区の住民等と協力して進める。

3. 保存地区における伝統的建造物及びこれと一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件等の決定

①伝統的建造物

以下の建築物と工作物を「伝統的建造物」とする。

- ア) 建築物は、築後 50 年以上経過し、保存地区における伝統的建造物群の特性に合致する、又は、保存地区の歴史的風致の形成に寄与している建築の主屋及び付属屋、神社建築、お堂等で、表-1 及び図-2 に示すもの。
- イ) 工作物は、保存地区における伝統的な工法によりその諸特性をよく表している、又は、保存地区の歴史的風致の形成に寄与している石垣、石段、石造物、門、塀等で、表-2 及び図-3 に示すもの。

②環境物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる樹木、庭園、堰及び井手から形成される水路、池、旧道等で、表-3 及び図-4 に示すものを「環境物件」とする。

4. 保存地区における建築物等の保存整備計画

①伝統的建造物の修理は、以下の基準の適切な運用によって行う。

ア) 伝統的建造物の修理は、主としてその外観（これと密接な関連を有する内部を含む）の特性を良好に維持することを基本とする。

イ) 伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについては、履歴を調査の上、然るべき旧状に復する。

ウ) 旧状が不明な部位については、保存地区内及びその周辺の類例に基づき整備する。

エ) 伝統的建造物の外観の特性を良好に維持する上で必要と認められる場合には、伝統的な工法を尊重しつつ、構造の補強や防火性能の向上に努める。

オ) 伝統的建造物のうち、特に重要なものについては、文化財指定の上、建物の全面的な保存修理も考慮する。

②保存地区内における建築物等の新築・増築・減築・改築、外観の変更を伴う修繕・模様替え・色彩の変更、宅地の造成、土地の形質の変更、木竹の伐採・植栽等については、添付の許可基準（表-5）を適切に運用し、歴史的風致との調和に努める。

③保存地区内における建築物等の新築・増築・減築・改築、外観の変更を伴う修繕・模様替え・色彩の変更、宅地の造成等については、添付の補助基準（表-6）を適切に運用し、歴史的風致の維持、形成に努める。

④環境物件の復旧

環境物件の保存整備は、主として、現状の維持又は復旧を基本とする。

5. 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する計画

①管理施設等の整備

- ア) 保存地区の保存活動や来訪者との交流を支える管理施設を設置する。保存地区の管理上の相談、指導にあたりつつ、山村集落に係わる情報を一般に紹介する。また、保存地区の住民を中心とした町並みの学習、交流の場を提供し、まちづくり意識の向上を図る。
- イ) 保存地区の理解を深めるための説明板を設置する。
- ウ) 伝統的建造物のうち、可能なものについては買い上げや借り上げ等を行って内部まで復原整備し、積極的な公開を図る。
- エ) 庭園等の環境物件のうち、可能なものについては買い上げや借り上げ等を行って復旧整備し、積極的な公開を図る。

②防災施設等の整備

- ア) 保存地区の防災の向上と強化を図るため、総合的な防災計画を策定する。
- イ) 上記防災計画に基づき、必要な防災施設の設置に努める。施設の設置にあたっては、保存地区の歴史的風致に調和するデザインとする。
- ウ) 地区住民等による自主防災組織を結成し、防火パトロールや防災知識の普及、設備等の取り扱いの習熟及び避難経路の確保など、日常からの地区防災力の向上を図る。
- エ) 伝統的建造物の修理に際しては、耐震性の向上に努める。

③環境整備等

ア) 河川・水路の整備

保存地区を流れる河川や井手等の水系については、自然環境及び景観に配慮した護岸の整備により、身近な水際の回復に努めることで歴史的風致の維持と向上を図る。

イ) 石垣の保護

- ・ 棚田を形成する石垣の保護に努めるため、棚田オーナー制度の保存地区への拡充や、歴史的風致を維持する上で重要な農地の買い上げや借り上げ等により、農地の保全を図る。
- ・ 保存地区内で路面の舗装や側溝の改良等を行う場合は、工法、材料等に十分配慮し、沿道の石垣等の工作物の維持あるいは復旧に努める。

ウ) 電柱・架線等の整備

電力柱、電話柱、架線等の移設又は埋設等により、歴史的風致の形成を図る。

エ) 来訪者用駐車場等の整備と修景

保存地区内又はその近隣に、歴史的風致を損なわないように修景を施しつつ、来訪者用又は住民用の駐車場や誘導サイン等を設置し、保存地区の保存と活用の両立を図る。

6. 保存地区の保存のため特に必要と認められる助成措置等

①経費の補助

「4. 保存地区における建築物等の保存整備計画」に基づく事業に対し、別に定める「うきは市伝統的建造物群保存地区補助金交付規程」により必要な助成を行う。

②技術的援助

保存地区内の歴史的風致を維持、形成するため修理、復旧及び修景事業に必要な技術的援助を行う。

③建築物の新築、増築、改築、減築、移転等に係る設計相談

必要に応じて専門家による設計相談を行う。

④保存団体への助成

住民等により組織された保存団体の活動に要する経費に対し、必要な助成を行う。

⑤顕彰及び普及啓発

ア) 伝統的建造物の保存修理、伝統的建造物以外の建造物の修景等により、保存地区の保存に顕著な功績を残す優れた事業を実施した個人・団体・事業所等に対して、その顕彰に努める。

イ) 保存地区の歴史的風致を維持、形成するとともに、良好な生活環境の整備を円滑に進めるために、伝統的町並みの保存に対する普及啓発を図る。